

管理職への任用状況等について(平成28年度)

1. 管理職への任用に関する状況(平成28年10月1日時点)

(1) 管理職員数及び割合

試験区分		I 種試験等		II 種試験等		III 種試験等		その他		合計	
		人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性
室長級	人数(人)	69	6	6	0	25	0	15	1	115	7
	割合	60.0%	8.7%	5.2%	0.0%	21.7%	0.0%	13.0%	6.7%	100%	6.1%
課長級	人数(人)	79	5	0	0	1	0	14	1	94	6
	割合	84.0%	6.3%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	14.9%	7.1%	100%	6.4%

- (注)1 「管理職(管理職員)」とは、本府省内部部局、外局の内部部局、内閣府地方創生推進事務局、内閣府知的財産戦略推進事務局、内閣府宇宙開発戦略推進事務局、内閣府北方対策本部、内閣府子ども・子育て本部、内閣府国際平和協力本部に属する官職であって、職制上の段階が「室長級」又は「課長級」の官職を占める職員をいう。専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員については対象外。
- 2 「I 種職員等」とは、国家公務員採用 I 種試験、その他 I 種試験に準ずる試験をいう。
- 3 「II 種職員等」とは、国家公務員採用 II 種試験、法務教官採用試験、外務専門職採用試験、国税専門官採用試験、労働基準監督官採用試験、その他 II 種試験に準ずる試験をいう。
- 4 「III 種職員等」とは、国家公務員採用 III 種試験、皇宮護衛官採用試験、刑務官採用試験、入国警備官採用試験、その他 III 種試験に準ずる試験をいう。
- 5 「その他」とは、選考採用などをいう。
- 6 女性の割合は、採用試験別の人数に対する割合を表す。

(2) 管理職員の府省間人事交流の実施状況

	採用府省以外の府省 での勤務者数 (他府省への出向数)			採用府省以外の府省 からの勤務者数 (他府省からの出向数)		
	室長級	課長級	合計	室長級	課長級	合計
合計(人)	23	32	55	10	7	17

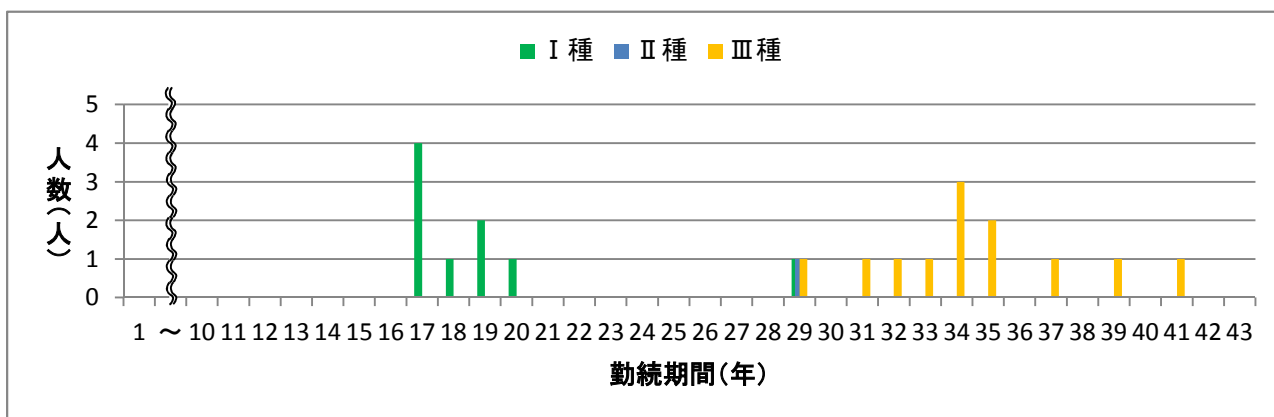
2. 本府省管理職に初めて任用された者についての状況(平成27年10月2日～平成28年10月1日)

(1) 本府省管理職に初めて任用された職員の採用試験の種類及び勤続年数

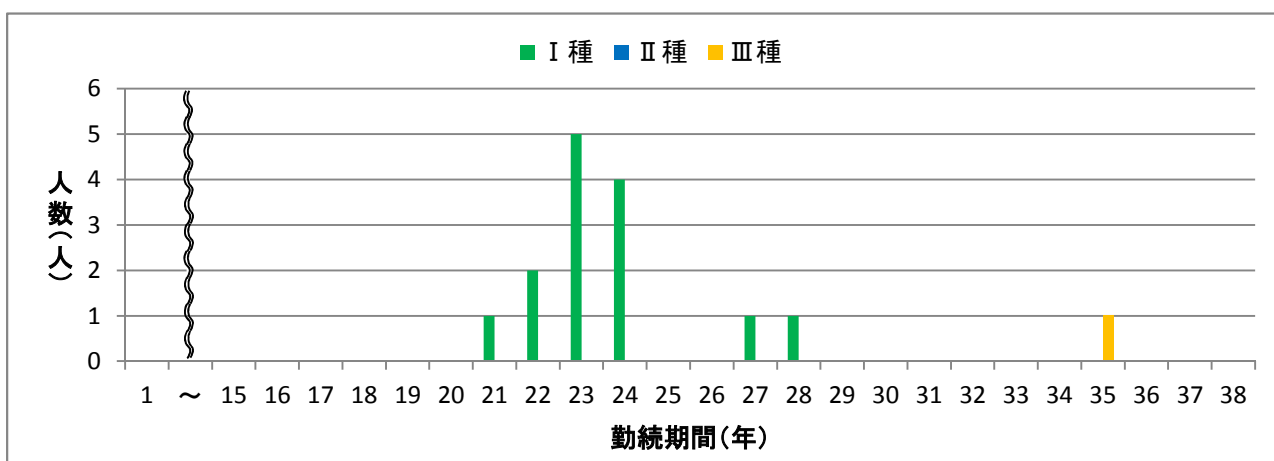
イ 本府省室長級又は課長級の官職に任用されたことのない職員のうち、初めて本府省室長級又は課長級の官職に任用された職員数及び割合

試験区分		I種試験等		II種試験等		III種試験等		その他		合計	
		人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性	人数(人)	うち女性
室長級	人数(人)	9	0	1	0	12	0	1	0	23	0
	割合	39.1%	0.0%	4.3%	0.0%	52.2%	0.0%	4.3%	0.0%	100%	0.0%
課長級	人数(人)	14	0	0	0	1	0	0	0	15	0
	割合	93.3%	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100%	0.0%

ロ 本府省室長級の官職に初めて任用された職員についての採用から当該任用までに要した勤続年数



ハ 本府省課長級の官職に初めて任用された職員についての採用から当該任用までに要した勤続年数



(2) 本府省室長級又は課長級の官職に初めて任用された職員の出向経験

(単位:人)

出向回数	0回	1回	2回以上
室長級	1	2	20
課長級	0	1	14

(注)「出向」には、他府省、在外公館、地方公共団体、民間企業等が含まれる。

3. これまでの慣行にとられない人事運用を行った取組例(平成27年10月2日～平成28年10月1日)

平成28年2月8日付で、これまでI種試験採用職員が就いていた初等中等教育局特別支援教育課長ポストに初の初級試験採用職員を登用した。

4. 採用(選考を含む)の状況(平成27年10月2日～平成28年10月1日)

(1) 採用職員数

(単位:人)

総数	うち女性
364	98

(2) 選考によって新たに採用した者のうち、公募手続を経て採用した者の状況

(単位:人)

選考によって新たに採用した者				
	うち女性		うち公募手続を経て採用した者	
	(割合)		(割合)	うち女性 (割合)
18	7	38.9%	16	88.9%
				7 43.8%

(注)「選考によって新たに採用をした者」とは、一般職の常勤職員に係る選考採用のうち、特別職・地方公共団体・独立行政法人等からの選考採用、かつて職員であった者の選考採用又は人事交流の一環として行われる選考採用を除いたものをいう。

(3) 選考採用者のうち公募手続を経ずに採用した者について、公募手続を行わなかった具体的理由

・高度に専門的な学識を有することや、視野が広く理解と識見を有すること、関係法令に精通していることなどの学術的な知識・能力のほか、公正・中立に判断する資質を有することなどの観点から、総合的に人物を見極めることが必要であり、公募を行った場合、そのような人材を確実に確保できるのか慎重な対応が求められるため。
 ・文化庁長官については、芸術文化分野に精通する者から、文化庁長官として相応しい能力及び適性の有無を判断するための選考を省内の選考委員会で行い、適任者を選考した。その選考結果を踏まえ、内閣人事局及び人事院との協議を経て任命した。

(4) 職位ごとの選考によって新たに採用した者の人数

(単位:人)

幹部職(相当職含む)		管理職(相当職含む)		課長補佐(相当職含む)		係長(相当職含む)以下	
	うち女性		うち女性		うち女性		うち女性
1	0	0	0	6	3	11	4

(5) 選考採用により管理職以上を採用した事例

文化庁長官